

自動車税事務所からのお知らせ

令和5年11月27日

令和6年1月から自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）の税率区分が大幅に変わります。

○自動車税（環境性能割）について

| | |
|-------------|--|
| 税率区分 | <ul style="list-style-type: none">・税率区分が変更され、コード（番号）が新たに振り直されます。 別添の税率区分一覧表をご確認ください。主な変更点は以下のとおりです。①乗用車<ul style="list-style-type: none">・燃費基準の達成度が引き上げられます。 （令和6年1月以降、税率の引き上げや非課税から課税となる車両が発生します。） 【例】令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準60%達成車両 ＜令和5年12月末まで＞税率2%（自家用） ＜令和6年1月～令和7年3月末＞税率3%（自家用）・クリーンディーゼル車はガソリン車同様の燃費基準となります。 （令和6年1月以降、非課税から課税となる車両が大幅に増えます。） 【例】令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両 ＜令和5年12月末まで＞非課税（自家用） ＜令和6年1月～令和7年3月末＞税率2%（自家用）②軽量車・中量車（※車両総重量2.5t以下のトラック、2.5t超3.5t以下のトラック、3.5t以下のバス）<ul style="list-style-type: none">・燃費基準の目標年度が変更されます。 ※国土交通省HP「自動車の燃費性能に関する公表」データを用いて燃費基準達成度を計算します。③重量車（※車両総重量3.5t超のトラック・バス）<ul style="list-style-type: none">・燃費基準の達成度が引き上げられます。 （令和6年1月以降、税率の引き上げや非課税から課税となる車両が発生します。） |
|-------------|--|

○軽自動車税（環境性能割）について

| | |
|-------------|--|
| 税率区分 | <ul style="list-style-type: none">・税率区分が変更され、コード（番号）が新たに振り直されます。 別添の税率区分一覧表をご確認ください。主な変更点は以下のとおりです。①乗用車<ul style="list-style-type: none">・燃費基準の達成度が引き上げられます。 （令和6年1月以降、税率の引き上げや非課税から課税となる車両が発生します。） 【例】令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準75%達成車両 ＜令和5年12月末まで＞非課税（自家用） ＜令和6年1月～令和7年3月末＞税率1%（自家用）②トラック<ul style="list-style-type: none">・燃費基準の目標年度が、平成27年度から令和4年度に変更されます。 ※国土交通省HP「自動車の燃費性能に関する公表」データを用いて燃費基準達成度を計算します。 |
|-------------|--|

○税申告について

| | |
|-----------------------------------|--|
| 税申告書 ※軽自動車税 申告書も同様 | <ul style="list-style-type: none">①様式が変更されます。 現行の税申告書も使用できますが、様式変更にあたって表面の「構造」欄、裏面の「記載要領」が変更されますのでご注意ください。②税率判定に必要なになりますので、税申告書の以下の欄への記入をお願いします。 「燃費」 「変速装置」※貨物自動車のみ 「構造」※車両総重量3.5t以下の貨物自動車のみ <p>※他県の様式はこれまでどおり使用できません。</p> |
|-----------------------------------|--|

問合せ先 群馬県自動車税事務所
担当：課税第二係
電話：027-263-4343